

## 市役所各課からの連絡と、火災時における協力のお願い

区長、町内会長の皆様には、市役所各課の業務に関し、個別に連絡させていただくことがあります。また、自治会活動に関連する場合は、事業者等へ連絡先をお知らせする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 1 外部事業者より、区長、町内会長への連絡について

道路工事等による通行止めや騒音等の連絡、または、区・町内会加入希望者の相談等、自治会活動に必要と判断した場合に限り、区長・町内会長の連絡先を事業者へお知らせしています。予めご承知おきいただきますようお願いいたします。

### 2 火災時における地域集会所等利用のお願い

火災で被災された方の一時避難場所として地域集会所等の利用をお願いしたい場合は、区長や近隣の町内会長に、昼夜を問わず連絡させていただく場合があります。ご協力をお願いします（令和3年度：1件、令和4～7年度：0件）。

### 3 火災り災後の手続について

#### (1) パンフレットの配付

火災で被災された方には、市担当者より別添のパンフレット「火事にあわれた方へ」をお渡しし、り災証明書の発行申請、各種減免手続をしていただくようご案内します。区長にも参考にお配りしますので、ご参照ください。

※具体的な手続きについては、裏面の「火災時における市の主な対応窓口」参照。

#### (2) 問い合わせが入った場合の対応について

区長や町内会長へ、り災者から直接ご相談がありましたら、くらし人権課まで連絡していただくようご案内ください。電話番号 **22-1134**（直通）

〔問い合わせ〕

くらし人権課 担当 田中 TEL 0572-22-1134(直通)

火災時における市の主な対応窓口

項 目	担 当 課	直通電話	内 容
り災者対応窓口	くらし人権課 本庁舎1階	22-1134	り災者の自治会等と連絡をとるなど、市が対応できることについて各課の窓口となります。
火災の り災証明の発行	南消防署	22-9217	火災の「り災証明書」を発行します。り災証明書は、税の減免、廃材の搬入許可・火災保険の手続き等に利用できます。あわせて、り災者対応表を案内します。
	北消防署	56-1239	
	笠原消防署	43-4613	
救援物資の支給 災害見舞金の交付	福祉課 駅北庁舎2階	23-5812	日本赤十字社の救援物資（毛布と日用品）をお届けします。多治見市災害見舞金規則に基づく災害見舞金の交付手続きを行います。
給水の停止・応急住宅への給水開始	上下水道総務課 本庁舎2階	22-1203	り災建物への給水を停止、当面の生活を営む応急住宅への給水を開始します。
火災で生じた廃棄物の処理	環境課 本庁舎1階	22-1580	火災で発生したごみ処理について、三の倉センターなどへの持ち込む際のごみ処理手数料の免除を受けることができます。
市税の減免	税務課 駅北庁舎2階	23-5830（市民税） 23-5832（資産税）	り災証明書に基づき、現地調査を行い、被害の割合に応じて減免を受けることができます。（市民税・固定資産税）
国民健康保険料 後期高齢者医療 保険料の減免	保険年金課 駅北庁舎1階	23-5746	火災被害により生活が著しく困窮し保険料を納めることが困難な場合は、申請により一定の基準で保険料が減免になる場合があります。
国民年金保険料の免除・納付猶予	保険年金課 駅北庁舎1階	23-5736	被保険者の所有する住宅・家財等の概ね1/2以上の損害を受けた場合、申請に基づき保険料が免除になる可能性があります。
介護保険料の減免	高齢福祉課 駅北庁舎2階	23-5211	火災被害により生活が著しく困窮し保険料を納めることが困難な場合は、申請により一定の基準で保険料が減免になる場合があります。